

[事案 23-124] 特定疾病保険金支払請求

・平成 24 年 5 月 17 日 和解成立

<事案の概要>

胃がんと診断されたため、特定疾病保険金を請求したが、不払いとなったことを不服として申立てがあったもの。

<申立人の主張>

下記の理由のとおり、胃がんと診断されているにもかかわらず、特定疾病保険金の支払事由に該当しないという保険会社の主張には合理性がないため、特定疾病保険金を支払ってほしい。

- (1) 保険会社は、診断書で TNM 分類が「T1a」となっていたことにつき、「T1a」が日本胃癌学会の胃がん取扱規約（2010 年改訂）において、「癌が粘膜にとどまるもの」と記載されており、約款に定める「組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴づけられる疾病」に該当していないことを理由に不支払としている。しかし、平成 17 年の契約にもかかわらず、2010 年版の取扱規約を持ち出すのは不合理である。
- (2) 特定疾病保険金の支払事由該当性の判断の際、胃がん取扱規約（2010 年改訂）に準拠することについて、契約時に募集人から説明を受けておらず、また約款等にもその記載がない。

<保険会社の主張>

約款では、特約特定疾病保険金の支払事由のひとつである「悪性新生物」について、「悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病（ただし、上皮内癌、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌を除く）」と定義しているが、申立人から提出された診断書の記載によれば、申立人の疾病は当該定義には該当しないため、特定疾病保険金の支払事由には該当しない。よって、申立人の支払請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人および保険会社から提出された書面にもとづき審理を行ったところ、支払の再査定の結果を踏まえ、保険会社より和解案の提示があり、審査会においても同和解案は相当なものであると考え申立人に伝えた結果、同意が得られたので、和解契約書の調印をもって解決した。